

# 育てよう！一人一人の人権意識

12月4日～10日は 第54回 人権週間です

人権週間って  
どのように始まったの？

昭和23年(1948)12月10日、  
第3回国際連合総会において、  
「世界人権宣言」が採択されま  
した。その2年後、国連はこの  
日を「世界人権デー」と定め、  
すべての加盟国にこれを記念す  
る行事を毎年実施するよう呼び  
かけています。日本では、「世  
界人権デー」を最終日とする1  
週間を「人権週間」と定め、広  
く人権尊重思想の普及高揚のた  
めの啓発活動を全国的に展開し  
ています。

人権週間に  
何をしよう？

人権週間は、家庭で、職場で、  
学校で、家族と、友達と、みん  
など、人権を考える1週間です。  
部落差別、男女差別、外国人差  
別など、あらゆる差別や偏見を  
なくし、みんなが明るく暮らせ  
る社会をつくりたいものです。  
そのためには、私たち一人ひと  
りが、人権について正しく理解  
し、他の人の人権を尊重する意  
識をもつことが大切です。

## 人権にかかわる相談は 人権擁護委員へ

人権に関する問題で、相談する相手がなくて困った  
という経験はありませんか。

人権擁護委員が相談に応じます。人権擁護委員は、  
市町村長の推薦により法務大臣が委嘱するもので、人  
権の大切さについて理解を深めていただくための活動  
をしています。

いじめ、体罰、部落差別をはじめ、あらゆる差別問  
題、家庭内や隣近所での問題などの相談も受け付け、  
皆さんにとっていちばん身近な相談相手です。

市内の人権擁護委員は、次の皆さんです。

(12月1日現在、敬称略)

氏名	住所	電話番号
安澤 久子	大東町4-1	26-1316
五味 由紀子	後三条町468	23-6144
福原 寛 <small>ひろし</small>	本町一丁目7-41	22-8436
北村 恵美子	大藪町2256	22-7646
水谷 壽男 <small>ひさお</small>	芹川町919	22-3974
郡 田 きよ子 <small>こおり</small>	平田町185-39	23-1152
北川 良 <small>りょう</small>	日夏町1608	25-1041
荒尾 要治郎	鳥居本町1868-1	23-3295
馬場 世紀 <small>せい</small>	高宮町1888	22-1963
瀧川 市郎兵衛 <small>たきがわ いちろう べい</small>	野良田町77-3	43-3148

相談は無料で、秘密は守られます。気軽にご相談  
ください。

また、相談は人権擁護委員の自宅だけでなく、**市役  
所の定例人権相談**(原則として毎月第1・第3水曜日、  
市役所1階市民相談室) **大津地方法務局彦根支局**(西  
今町58-3 JR南彦根駅西口から徒歩3分) ☎22-  
0291もご利用ください。

参考

滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ  
[http://www.jinken.go.jp/shiga/shiga\\_index.html](http://www.jinken.go.jp/shiga/shiga_index.html)

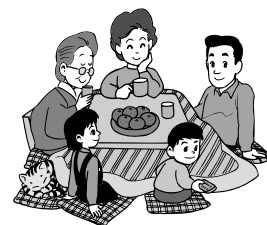
さまざまな  
人権を考えよう

身近なことから人権を考えてみま  
しょう。

- ★女性の地位を高めよう
- ★子どもの人権を守ろう
- ★高齢者を大切にすることを育てよう
- ★障害のある人の社会への完全参加  
と平等を実現しよう
- ★部落差別をなくそう
- ★アイヌの人に対する理解を深めよ  
う

★外国人の  
人権を尊  
重しよう

- ★HIV感染者やハンセン病患者な  
どに対する偏見をなくそう
- ★刑を終えて出所した人に対する偏  
見をなくそう
- ★犯罪被害者とその家族の人権に配  
慮しよう
- ★インターネットを悪用した人権侵  
害は止めよう
- ★性的指向を理由とする差別をなく  
そう



## ひとりで悩まないで！

### 子どもの人権110番電話相談

「子どもの人権110番電話相談」は、県  
内の20歳未満のすべての皆さんが対象です。  
小・中・高校生の皆さんの意見や悩みを含め  
て広く相談を受け付けます。また、子どもさ  
んのことで悩んでいる家族、知人の相談も受  
け付けます。

一人で悩まず、どんな小さなことでも、疑  
問でも、お話を聞かせてください。

実施日時 12月11日(水)同13日(金)

午前10時～午後4時

電話番号 (26)7595番、(26)7599番

(大津地方法務局彦根支局内)

相談員 法務局職員、滋

賀県子どもの人権専門委

員・人権擁護委員

相談内容 いじめ、体罰、

不登校、虐待など、子ど

もの人権にかかわること

